

議案第 3 4 号

南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例（平成 23 年南あわじ市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南あわじ市障害者計画等策定委員会条例

第 1 条中「第 9 条第 3 項」を「第 11 条第 3 項」に、「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「基づく障害福祉計画」の次に「及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画」を加え、「障害者福祉計画等」を「障害者計画等」に改め、「策定し、障害者」の次に「及び障害児（以下「障害者等」という。）」を加え、「南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会」を「南あわじ市障害者計画等策定委員会」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「障害者」を「障害者等」に改め、同条第 3 号中「障害者福祉計画等」を「障害者計画等」に改める。

第 3 条第 3 項中「委嘱の日から障害者福祉計画等が策定されるまでの期間」を「3 年」に改める。

第 7 条中「福祉部福祉課」を「市民福祉部福祉課」に改める。

附則第 2 項中「この条例の施行の日」を「委員を委嘱した日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に委嘱を受けている委員の任期は、この条例による改正後の南あわじ市障害者計画等策定委員会条例第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

議案第 3 5 号

南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例制定について

南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例

私たちにとって言語は、知識を蓄え、お互いの気持ちを理解し合い、文化を創造するうえで不可欠なものである。

手話もまた、ろう者にとって、物事を考え、お互いの感情を伝え合い、心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものである。

しかし、手話を言語として使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）において、手話が言語として位置付けられ、手話を利用しやすい環境の整備が求められている。

また、手話だけではなく、全ての障害者の円滑なコミュニケーションを促進するためには、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保及び情報の取得又は利用のための選択の機会を拡大することが必要である。

ここで私たちは手話を言語として認識するとともに、障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障害者のコミュニケーションについての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者の日常生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションを促進し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく、理解し合い、自分らしく安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

- (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、分かりやすい表現等、障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者等、障害者の意志疎通の支援等を行う者をいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮で、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。

（基本理念）

第3条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

2 障害者がそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及及び理解は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識のもとに推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、障害者のコミュニケーションに関する施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障害者のコミュニケーションに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害者のコミュニケーションに関する市の施策に協力するとともに、障害者がそれぞれの障害の特性に応じ

たコミュニケーション手段を利用しやすくするための合理的配慮の提供に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、障害者の円滑なコミュニケーションを促進するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解及びその普及のための施策
- (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の確保及び養成のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前各号の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;"><u>南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画(以下、これらを「<u>障害者福祉計画等</u>」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、<u>南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>障害者</u>を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。</p> <p>(2) <u>障害者</u>のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>障害者福祉計画等</u>の策定に関し必要な事項に関すること。</p> <p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>南あわじ市障害者計画等策定委員会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画</u>(以下、これらを「<u>障害者計画等</u>」という。)を策定し、<u>障害者及び障害児</u>(以下「<u>障害者等</u>」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、<u>南あわじ市障害者計画等策定委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>障害者等</u>を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。</p> <p>(2) <u>障害者等</u>のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>障害者計画等</u>の策定に関し必要な事項に関すること。</p> <p>(組織及び委員)</p> <p>第3条 略</p>	

2 略

3 委員の任期は、委嘱の日から障害者福祉計画等が策定されるまでの期間とする。

4・5 略

第4条～第6条 略

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

第8条 略

附 則

1 略

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

3 略

2 略

3 委員の任期は、3年とする。

4・5 略

第4条～第6条 略

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

第8条 略

附 則

1 略

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

3 略

議案第 36 号

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例(平成17年南あわじ市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「第5条の規定により」を「第34条の規定により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (費用の負担)</p> <p>第7条 デイサービスセンターの事業を利用しようとする者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる事業による便宜の供与を受ける場合 次に掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 南あわじ市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年南あわじ市告示第34号）<u>第5条の規定により市における基準等通所サービス事業（第1号通所事業のうち、旧介護予防通所介護に相当する事業をいう。）</u>の人員、設備及び運営に関する基準とされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第100条第3項各号に掲げる費用の額</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第8条以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (費用の負担)</p> <p>第7条 デイサービスセンターの事業を利用しようとする者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第2号に掲げる事業による便宜の供与を受ける場合 次に掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 南あわじ市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年南あわじ市告示第34号）<u>第34条の規定により市における基準等通所サービス事業（第1号通所事業のうち、旧介護予防通所介護に相当する事業をいう。）</u>の人員、設備及び運営に関する基準とされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第100条第3項各号に掲げる費用の額</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>第8条以下 略</p>	

議案第 37 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市介護保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

第 5 条及び第 6 条 削除

第 7 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 1 号中「30,300 円」を「31,800 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「45,450 円」を「47,700 円」に改め、同項第 4 号中「54,540 円」を「57,240 円」に改め、同項第 5 号中「60,600 円」を「63,600 円」に改め、同項第 6 号中「72,720 円」を「76,320 円」に改め、同項第 7 号中「78,780 円」を「82,680 円」に改め、同号ア中「190 万円」を「200 万円」に改め、同項第 8 号中「93,930 円」を「98,580 円」に改め、同号ア中「290 万円」を「300 万円」に改め、同項第 9 号中「96,960 円」を「101,760 円」に改め、同項第 10 号中「109,080 円」を「114,480 円」に改め、同項第 11 号中「115,140 円」を「120,840 円」に改め、同項第 12 号中「121,200 円」を「127,200 円」に改め、同条第 2 項中「30,300 円」を「31,800 円」に、「27,270 円」を「28,620 円」に改める。

第 8 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 21 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

第 23 条第 1 項中「第 18 条」を「第 19 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 7 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

南あわじ市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 <u>(保健福祉事業)</u></p> <p><u>第5条 市は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業を行う。</u></p> <p><u>2 市は、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。</u></p> <p><u>3 市は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 訪問介護</u></p> <p><u>(2) 通所介護</u></p> <p><u>(3) 短期入所生活介護</u></p> <p><u>(4) 居宅介護及び介護予防サービス計画の作成</u></p> <p><u>(5) 介護老人福祉施設</u></p> <p><u>第6条 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(保険料)</p> <p>第7条 <u>平成27年度から平成29年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,300円</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>第5条及び第6条 削除</u></p> <p>(保険料)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から平成32年度までにおける保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p>	

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,450円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,450円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 54,540円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 60,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 72,720円

ア・イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 78,780円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 93,930円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 96,960円

ア・イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 109,080円

ア・イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 115,140円

ア・イ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 121,200円

2 令第38条第10項の規定により保険料の減額賦課を行う者に対する保険料に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「30,30

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,700円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,700円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,240円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 63,600円

(6) 次のいずれかに該当する者 76,320円

ア・イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 82,680円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 98,580円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 101,760円

ア・イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 114,480円

ア・イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 120,840円

ア・イ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 127,200円

2 令第38条第10項の規定により保険料の減額賦課を行う者に対する保険料に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「31,80

0円」とあるのは「27,270円」とする。

(普通徴収に係る納期)

第8条 略

2 略

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第9条～第18条 略

(罰則)

第19条・第20条 略

第21条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第22条 略

第23条 第18条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 略

0円」とあるのは「28,620円」とする。

(普通徴収に係る納期)

第8条 略

2 略

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第9条～第18条 略

(罰則)

第19条・第20条 略

第21条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第22条 略

第23条 第19条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 略

議案第 38 号

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

南あわじ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年南あわじ市条例第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の市町村の条例で定める者）

第 2 条 法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の市町村の条例で定める者は、法人とする。

（基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援の事業の基準）

第 3 条 法第 59 条第 1 項第 1 号の規定により市町村の条例で定める基準該当介護予防支援の事業の基準、法第 115 条の 24 第 1 項の規定により市町村の条例で定める従業者の基準及び員数並びに同条第 2 項の規定により市町村の条例で定める指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、次項から第 7 項までに定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

2 基準該当介護予防支援の事業又は指定介護予防支援の事業を行う事業所（以下「指定介護予防支援等事業所」という。）の管理者は、南あわじ市暴力団排除条例（平成 25 年南あわじ市条例第 12 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力

団密接関係者(次項において「暴力団密接関係者」という。)であってはならない。

3 指定介護予防支援等事業所は、その運営について、南あわじ市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者の支配を受けてはならない。

4 第2項の事業を行う者(以下「指定介護予防支援等事業者」という。)は、省令第18条第3項(省令第32条において準用する場合を含む。)の研修を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意し、担当職員(省令第2条の担当職員をいう。以下同じ。)の計画的な育成に努めるものとする。

(1) 担当職員の職務内容、経験等に応じた実施計画を策定すること。

(2) 実施した研修の記録を保管すること。

(3) 必要に応じ、研修の内容の見直しを行うこと。

5 指定介護予防支援等事業者は、省令第26条第1項に規定する事故(この項において「事故」という。)の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定介護予防支援等事業所の管理者に報告され、及び原因の分析の結果に基づき策定した改善策を担当職員その他の従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び担当職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

6 省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)の規定中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

7 指定介護予防支援等事業者は、省令第29条第3項(省令第32条において準用する場合を含む。)の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅
介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定
について

南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅
介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(法第79条第2項第1号の市町村の条例で定める者)

第2条 法第79条第2項第1号の市町村の条例で定める者は、法人とする。

(基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の基準)

第3条 法第47条第1項第1号の規定により市町村の条例で定める基準該当居宅介護支援の事業の基準並びに法第81条第1項の規定により市町村の条例で定める居宅介護支援専門員の員数及び同条第2項の規定により市町村の条例で定める指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。

2 基準該当居宅介護支援の事業又は指定居宅介護支援の事業を行う事業所(以下「指定居宅介護支援等事業所」という。)の管理者は、南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(次項において「暴力団密接関係者」という。)であってはならない。

3 指定居宅介護支援等事業所は、その運営について、南あわじ市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者の支配を受けてはならない。

4 第2項の事業を行う者(以下「指定居宅介護支援等事業者」という。)は、省令第12条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

- 5 指定居宅介護支援等事業者は、省令第 19 条第 3 項（省令第 30 条において準用する場合を含む。）の研修を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意し、介護支援専門員の計画的な育成に努めるものとする。
- (1) 介護支援専門員の職務内容、経験等に応じた実施計画を策定すること。
 - (2) 実施した研修の記録を保管すること。
 - (3) 必要に応じ、研修の内容の見直しを行うこと。
- 6 指定居宅介護支援等事業者は、省令第 27 条第 1 項に規定する事故（この項において「事故」という。）の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅介護支援等事業所の管理者に報告され、及び原因の分析の結果に基づき策定した改善策を介護支援専門員その他の従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び介護支援専門員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 7 省令第 29 条第 2 項（省令第 30 条において準用する場合を含む。）の規定中「2年間」とあるのは「5年間」とする。
- （委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第40号

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
制定について

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成30年2月23日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例（平成 17 年南あわじ市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 91 条の 2 第 1 項」の次に「若しくは第 6 項」を加える。

第 6 条中「市営事業及び」の次に「県が指定する」を加え、「農地」を「土地」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、法第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内の土地を法第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づく当該機構関連事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する会計年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に法第 91 条の 2 第 6 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者が当該各号に定めるいずれかに該当する行為（以下「除外行為」という。）をした場合には、その者から、法第 91 条第 6 項の規定により市が負担した額を当該除外行為に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

第 9 条中「法第 96 条の 4 第 1 項」を「法第 96 条の 4 第 1 項において読み替えて準用する法第 87 条の 4 第 1 項の規定による緊急耐震工事計画及び法第 96 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項又は法第96条の4において準用する法第36条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、兵庫県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）又は南あわじ市営土地改良事業（以下「市営事業」という。）に要する経費に係る分担金若しくは金銭、夫役又は現品（以下「分担金等」という。）並びに法第91条の2第1項又は法第96条の4において準用する法第36条の2第1項に規定する特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第6条 市長は、受益者が市営事業及び県営事業の施行に係る地域内の<u>農地</u>を法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する会計年度の翌年度（その年度の到来する以前に市長が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項又は法第96条の4において準用する法第36条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、兵庫県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）又は南あわじ市営土地改良事業（以下「市営事業」という。）に要する経費に係る分担金若しくは金銭、夫役又は現品（以下「分担金等」という。）並びに法第91条の2第1項若しくは第6項又は法第96条の4において準用する法第36条の2第1項に規定する特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第6条 市長は、受益者が市営事業及び<u>県が指定する</u>県営事業の施行に係る地域内の<u>土地</u>を法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する会計年度の翌年度（その年度の到来する以前に市長が指定する場合にあっては、当該指定する年度）から起算して8年を経過しない間に当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場</p>	

を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)において当該受益者から市営事業にあつては当該事業につき県から交付を受けた補助金及び市が負担した額の合計額を、県営事業にあつては法第91条第6項の規定により市が負担した額を当該目的外用途に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

第7条・第8条 略

(緊急の場合の特例)

第9条 法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)において当該受益者から市営事業にあつては当該事業につき県から交付を受けた補助金及び市が負担した額の合計額を、県営事業にあつては法第91条第6項の規定により市が負担した額を当該目的外用途に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

2 市長は、法第87条の3第1項の規定に基づき県が行う土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内の土地を法第113条の3第3項の規定に基づく当該機構関連事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する会計年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に法第91条の2第6項第1号又は第2号に掲げる者が当該各号に定めるいずれかに該当する行為(以下「除外行為」という。)をした場合には、その者から、法第91条第6項の規定により市が負担した額を当該除外行為に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

第7条・第8条 略

(緊急の場合の特例)

第9条 法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の4第1項の規定による緊急耐震工事計画及び法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10条以下 略

第10条以下 略

議案第 4 1 号

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例

南あわじ市営住宅条例（平成 17 年南あわじ市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書中「ない場合」の次に「(次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)」を加える。

第 15 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第 15 条第 2 項中「前項」の次に「本文」を加え、「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「基づき」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により)」を加える。

第 31 条 2 項中「令第 8 条第 2 項」の次に「(第 15 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項)」を加える。

第 39 条及び第 40 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南あわじ市営住宅条例第 14 条第 1 項、第 15 条及び第 31 条第 2 項の規定は、平成 30 年度以後の年度分の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

南あわじ市営住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第12条 略 (入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略 (収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p>	<p>第1条～第12条 略 (入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）<u>第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合 <u>(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)</u> において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略 (収入の申告等)</p> <p>第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者</u></p>	

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

第16条～第30条 略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 略

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 略

第32条～第38条 略

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第

に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき(同項ただし書に規定する場合にあつては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

第16条～第30条 略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 略

2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第15条第1項ただし書に規定する場合にあつては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 略

第32条～第38条 略

(市営住宅建替事業による家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第

1 項、第31条第1 項又は第33条第1 項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1 項、第31条第1 項又は第33条第1 項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第41条以下 略

1 項、第31条第1 項又は第33条第1 項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1 項、第31条第1 項又は第33条第1 項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第41条以下 略

議案第 4 2 号

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正管理及び有効活用の推進に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 所有者、相続人、財産管理人その他の空家等を管理すべき者をいう。
- (2) 市民等 市内に居住する者並びに市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び市の区域内を通過する者をいう。
- (3) 準特定空家等 特定空家等に該当しない空家等であって、次のアからエまでのいずれかに掲げる状態にあると市長が認めるものをいう。
 - ア 老朽化、自然災害その他の事由により、建築物又はこれに附帯する工作物が倒壊し、又はその部材が落下し、若しくは飛散することによって、保安上危険となるおそれのある状態
 - イ 草木の著しい繁茂又は害虫、ねずみその他の生物の著しい発生により、衛生上有害となるおそれ又は景観を損なうおそれのある状態
 - ウ 不特定の者の侵入を容易に許し、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、適切な管理が行われていないことにより周辺の良い生活環境の維持を図る上で支障が生じるおそれがあるものとして市長が特に定める状態

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が法第2条第

2 項に規定する状態及び前条第 3 号アからエまでに規定する状態にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

2 空家等の所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等について、空き家バンクに登録する等有効に活用するよう努めなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 6 条の規定に基づき、空家等対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

2 市は、自治会等と連携し、空家等に関する対策の実施並びに市民に対する空家等の適正管理及び有効活用に関する意識啓発を行わなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、空家等が適正な管理ができていない状態にあると思料するときは、速やかにその情報を市に提供するよう努めなければならない。

(審議会の設置)

第 6 条 法第 7 条に規定する協議会として、市に南あわじ市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 特定空家等及び準特定空家等の認定基準（以下「認定基準」という。）に関する事項
- (2) 法及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、空家等の適正管理及び有効活用の推進に関し市長が必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入調査等)

第 7 条 市長は、第 5 条の規定による情報提供を受けたとき又は必要があると認めるときは、法第 9 条の規定に基づき、必要な調査を行うものとする。

(特定空家等及び準特定空家等の認定)

第 8 条 市長は、空家等について前条の規定による調査を行った結果、当該空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすと認められる場合は、認定

基準に従い、特定空家等又は準特定空家等に認定する。

(特定空家等及び準特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第13項までの必要な措置をとるものとする。

2 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

3 市長は、法第14条第2項、同条第3項、同条第9項又は同条第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、準特定空家等の所有者等に対し、状態の改善を図るために必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

(公表)

第10条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表に係る所有者等に対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(応急措置)

第11条 市長は、法第2条第2項に規定する状態又は第2条第3号アからエまでに規定する状態にある空家等について、市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため、第8条の規定による認定を行い、法第14条又は第9条第4項の規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を行

うことができる。

2 応急措置に要した費用は、当該空家等の所有者等に負担させることができる。

(適正管理等に対する支援)

第12条 市は、対策計画に基づき必要と認める場合は、所有者等又は市民に対し、空家等の適正管理又は有効活用について支援を行うものとする。

(関係機関への要請)

第13条 市長は、市の区域を管轄する関係機関と連携し、必要があると認めるときは、当該関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第43号

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成30年2月23日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

1 屋内運動場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
倭文小学校	200 円	300 円
松帆小学校	200 円	300 円
湊小学校	200 円	300 円
辰美小学校	200 円	300 円
西淡志知小学校	200 円	300 円
榎列小学校	200 円	300 円
八木小学校	200 円	300 円
市小学校	200 円	300 円
神代小学校	200 円	300 円
三原志知小学校	200 円	300 円
賀集小学校	200 円	300 円
福良小学校	200 円	300 円
北阿万小学校	200 円	300 円
阿万小学校	200 円	300 円
倭文中学校	200 円	300 円
西淡中学校	200 円	300 円
三原中学校	200 円	300 円
南淡中学校	200 円	300 円
沼島中学校	200 円	300 円

2 武道場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
三原中学校	200 円	300 円

3 錬成場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
三原中学校	200 円	300 円

4 運動場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
倭文小学校	200 円	700 円
松帆小学校	200 円	500 円
湊小学校	200 円	500 円
辰美小学校	200 円	—
西淡志知小学校	200 円	500 円
榎列小学校	200 円	700 円
八木小学校	200 円	1,000 円
市小学校	200 円	—
神代小学校	200 円	—
三原志知小学校	200 円	—
賀集小学校	200 円	—
福良小学校	200 円	—
北阿万小学校	200 円	—
阿万小学校	200 円	—
沼島小学校	200 円	—
倭文中学校	200 円	—
西淡中学校	200 円	1,000 円
三原中学校	200 円	—
南淡中学校	200 円	—
沼島中学校	200 円	—

5 会議室等

学校名	基本使用料	照明設備使用料
全小中学校	200 円	—

備考

- 1 屋内運動場については、バレーボールコート1面1時間当たりの使用料とする。
- 2 武道場及び錬成場については、1時間当たりの使用料とする。
- 3 運動場については、1コート1面1時間当たりの使用料とする。
- 4 会議室等については、1室1時間当たりの使用料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例新旧対照表

現 行					改 正 案			備 考
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）			
種類	学校名	基本使用料	照明設備使用料	備考	1 屋内運動場			
					学校名	基本使用料	照明設備使用料	
屋内運動場	小学校	200円	300円	バレーボールコート1面	倭文小学校	200円	300円	
	美・西淡志知・榎列・八木・市・神代・三原志知・福良・賀集・北阿万・阿万・灘			1時間当たり	松帆小学校			
	中学校			倭文・御原・辰美・三原・南淡・沼島				湊小学校
								辰美小学校
								西淡志知小学校
								榎列小学校
								八木小学校
								市小学校
								神代小学校
								三原志知小学校
武道場	三原中学校	200円	300円	1時間当たり	賀集小学校	200円	300円	
錬成場	三原中学校	200円	300円	1時間当たり	福良小学校	200円	300円	
運動場	倭文小学校	200円	700円	1コート1面	北阿万小学校	200円	300円	
	倭文中学校			1時間当たり	阿万小学校			
	松帆小学校			500円	倭文中学校			
	湊小学校			500円	西淡中学校			
	辰美小学校				三原中学校			
	西淡志知小学校			500円	南淡中学校			
	御原中学校			1,000円				

	辰美中学校		
	榎列小学校	700円	
	八木小学校	1,000円	
	市小学校		
	神代小学校		
	三原志知小学校		
	三原中学校		
	福良小学校		
	賀集小学校		
	北阿万小学校		
	阿万小学校		
	灘小学校	500円	
	沼島小学校		
	南淡中学校		
	沼島中学校		
会議室 等	全小中学校	200円	1室1時間当 たり

沼島中学校	200円	300円
-------	------	------

2 武道場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
三原中学校	200円	300円

3 錬成場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
三原中学校	200円	300円

4 運動場

学校名	基本使用料	照明設備使用料
倭文小学校	200円	700円
松帆小学校	200円	500円
湊小学校	200円	500円
辰美小学校	200円	-
西淡志知小学校	200円	500円
榎列小学校	200円	700円
八木小学校	200円	1,000円
市小学校	200円	-
神代小学校	200円	-
三原志知小学校	200円	-
賀集小学校	200円	-
福良小学校	200円	-
北阿万小学校	200円	-
阿万小学校	200円	-
沼島小学校	200円	-

倭文中学校	200円	-
西淡中学校	200円	1,000円
三原中学校	200円	-
南淡中学校	200円	-
沼島中学校	200円	-

5 会議室等

学校名	基本使用料	照明設備使用料
全小中学校	200円	-

備考

- 1 屋内運動場については、バレーボールコート1面1時間当たりの使用料とする。
- 2 武道場及び錬成場については、1時間当たりの使用料とする。
- 3 運動場については、1コート1面1時間当たりの使用料とする。
- 4 会議室等については、1室1時間当たりの使用料とする。